

## びゅうパーク南仙台洗車場使用細則

### (目的)

第1条 この細則は、びゅうパーク南仙台管理規約（以下「規約」という。）第19条（使用細則）及びびゅうパーク南仙台使用細則第6条（洗車場の使用）に基づき敷地内洗車場の使用について必要な事項を定め、洗車場の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (使用者の制限)

第2条 びゅうパーク南仙台の居住者で且つ自動車の名義人が、当該住戸所有の組合員、その同居の親族、または占有者に限るものとする

### (使用時間及び遵守事項)

第3条 洗車場の使用時間帯は、午前9時から午後5時までとし、自動車1台の洗車時間は60分以内とする。

2 洗車場の利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 洗車作業は短時間で行い、節水に努めること
- (2) 洗車後は、速やかに洗車場外に車両を移動し、第1項に定めた使用時間に従うこと
- (3) 洗車場内の施設に損傷又は汚損を与えたときは、すみやかに管理組合に連絡し、その指示に従うこと
- (4) 洗車場内にごみを捨てないこと

### (使用の制限)

第4条 冬期間で凍結の恐れがある場合、洗車場の使用を禁止するものとする。

2 同一車両の場合、使用回数は週1回を越えないものとする。

3 洗車場を使用できる車両は、一般乗用車又はそれに準ずるものに限るものとする。

### (使用の申込、受付)

第5条 洗車場の使用を希望する居住者は、洗車場使用簿（別記様式第1）に使用日時、車両登録番号、室番号、使用者等を記入し、管理組合（申込窓口は管理員室）に申込みものとする。

2 同一の期日・時間に2以上の申込みがあったときは、先に申込みを行った者を優先とする。

### (使用簿の閲覧)

第6条 管理組合は洗車場の使用を希望する者がいつでも洗車場使用簿を閲覧できるよう管理事務室に保管しておかなければならない。

(鍵の貸与及び返却)

第7条 管理組合は、使用の申込みをした者に対し、洗車場の水道栓の鍵を貸与し、使用終了後は速やかに返却させるものとする。

(業務の委託)

第8条 管理組合は、この細則に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

(疑義及び細則外事項)

第9条 この細則に疑義が生じたとき又は細則に定めのない事項については、理事会の決議によるものとする。

(細則の改廃等)

第10条 この細則の変更又は廃止については、総会の決議を経なければならない。

2 前項の定めにかかわらず、この細則で定める様式は理事会の決議で変更することができる。

附 則

この細則は、管理規約発効の日から施行するものとする。

附 則 (2023年4月16日変更)

この細則は、2023年4月16日から施行するものとする。